

伊丹市立観光物産ギャラリーの指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により伊丹市立観光物産ギャラリーの指定管理者を下記のとおり指定するので、同条第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定する者

所在地 伊丹市宮ノ前 2 丁目 2 番 2 号

名 称 伊丹まち未来株式会社

代表者 代表取締役 榊村 一弘

2 指定期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで

令和 5 年 1 2 月 1 日提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

(参 考)

団体の概要

1 設立日

平成 7 年 1 1 月 1 日

2 資本金の額

1 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円

3 構成員数

役員数 8 名 (取締役 6 名, 監査役 2 名)

従業員数 1 9 名

4 目的

- (1) 不動産の売買, 賃貸, 管理及び仲介業務
- (2) 中心市街地の土地, 建物の有効利用及び景観形成に関する企画, 調査及びコンサルタント業務
- (3) 中心市街地の商店街, 商店, 商業施設の活性化のための事業に関する企画, 調査及び運営に関すること
- (4) 前号に掲げる業務の他, 中心市街地の活性化に資する事業
- (5) 駐車場の管理運営業務
- (6) 放送法による一般放送事業
- (7) 放送番組及び広告宣伝の企画, 制作並びに請負
- (8) 催事の企画, 制作及び運営並びに放送用設備賃貸業
- (9) 書籍, 雑誌その他の印刷物の企画, 制作及び出版並びに日用品雑貨の販売
- (10) 情報処理サービス業及び情報提供サービス業
- (11) シティプロモーション・都市ブランド戦略に資する事業
- (12) 観光, インバウンド, 文化史跡の紹介に資する事業
- (13) 郷土物産品の紹介・P R・販売に関する事業
- (14) 酒類販売に関する業務
- (15) 前各号に付帯する一切の業務